

取水 15 号井浚渫工事 仕様書

交野市水道局

第1章 総則

第1条 受注者は、取水 15 号井浚渫工事に伴い、本仕様書並びに設計書に基づき定められた期間内に完全に施工しなければならない。なお本仕様書中、発注者を甲とし、受注者を乙と表記する。

第2条 本工事によって設置する機器及び材料は、各々関連する規格に適合したもので、書面により、甲の監督職員の承認を受けたものでなければならない。

特に薬品洗浄等に使用する薬品について安全データシートを提出し承認を受けること。

第3条 設置する機器の製作にあたり、乙はあらかじめ承認申請書を提出し監督職員の承認を得なければならない。

第4条 設置する機器並びに使用する材料は、十分な検査を行い、合格後でなければ出荷してはならない。なお、検査に要する費用はすべて乙の負担とする。

第5条 乙は施工方法並びにその工程に関して予め施工計画書・工事工程表を提出し監督職員の承認を得てその指示に従わなければならない。同時に連絡体制、保安組織図も併せて提出すること。

第6条 本工事の一部を協力会社に請負させる場合、乙は下請負承諾申請書を提出し、監督職員の承諾を得ること。また工事元請下請関係者一覧を提出し、本工事に関与する者を整理すること。

第7条 本工事に際して乙は工事期間中周辺住民に迷惑をかけたり、トラブルが発生しないよう十分に注意して施工しなければならない。

第8条 本工事の施工に関して軽易な設計変更が生じた時、乙は監督職員の指示に従い乙の負担で完全に施工しなければならない。ただし、特に甲が増額変更を命じた場合における請負金額は、工事内訳明細書単価により精算するものとする。

第9条 現場における据付、調整、試験等について、乙は熟練した技術者を派遣し施工の万全を期さなければならない。

第10条 本設備仕様後 1 年以内に製作施工の不完全に起因する故障が生じた場合、乙は指定期間内に無償修理または取替を行わなければならない。

第11条 本工事に必要な関係官庁及び会社等への申請手続きは、乙が書類を作成し、監督職員の承認を得た後申請するものとする。申請に要する費用はすべて乙の負担とする。

第12条 乙は本工事により排出される産業廃棄物を「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って適正に処理すること。また、産業廃棄物処理を委託する場合、収集運搬業者と処分業者それぞれと締結した委託契約書の写しを提出

すること。産業廃棄物を排出する際には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い提出し、マニフェストは 5 年間保存すること。

第13条 本工事の引渡しは、現場据付完了後試運転調整し、甲の引渡検査に合格の後に行うものとする。

第14条 本工事完成後引渡し前に別表 1 に示す水質試験を実施し、その検査結果を完成図書と共に提出すること。

第15条 本工事の竣工期限は、令和6年 3 月 15 日までとする。

第16条 本仕様書または設計書に疑義がある場合は、監督職員の指示によるものとする。

第2章 浚渫工事

第17条 本工事の施工場所は次のとおりとする。

取水 15 号井 交野市向井田 2 丁目地内

第18条 本工事の施工範囲は次のとおりとする。

- (1) 事前揚水試験(資料作成のみ、運転記録等は水道局が提供する)
- (2) 事前水質試験
- (3) 揚水機撤去
- (4) 事前水中 TV カメラ調査
- (5) 井内ブラッシング洗浄
- (6) 井内スワビング洗浄
- (7) 薬品洗浄(攪拌及び静置)
攪拌後の静置は 72 時間以上とする。
- (8) 井内揚水・注水洗浄
- (9) 井内パーラー浚渫
- (10) 揚水機設置
設置する揚水機は支給する。
設置揚水機仕様: 30kW φ100
- (11) 事後揚水試験
連続試験 6 時間、回復試験 1 時間の計 1 日を見込む。
- (12) 事後水質試験
- (13) 濁水・泥土処理 産業廃棄物処分 約 40m³程度
- (14) 事後水中 TV カメラ調査
TV カメラ調査のために揚水機を撤去・復旧すること。
- (15) 報告書作成
- (16) その他施工に必要な仮設費、機械器具費、諸経費一切を含むものとする。

第19条 本工事の施工内容は次のとおりとする。

- (1) 取水井仕様
掘削口径: 300A 掘削深度: 250m
ポンプ室建屋上部にφ750の搬出入口有り
クレーン車等による吊り上げ可能
- (2) スクリーン
SUS 製 口径: φ300 全長 44m
- (3) ケーシング
SUS 製 口径: φ300 全長 250m

(4) 揚水機

(既設)深井戸水中ポンプ 22kW-4 段 ϕ 100 設置深度 120m

撤去した揚水機は星の里浄水場に搬入すること。

(新設)深井戸水中ポンプ 30kW-5 段 ϕ 100 設置深度 120m

ケーブル接続(38sq-3C 125m \times 2 組)を含む。ケーブルは新品に取り換えること。

揚水管と揚水機の接続は絶縁ボルトナット(8本/組)を使用すること。絶縁ボルトナットは新品に取り換えること。

(5) 揚水管

(既設)SUS 製揚水管 100A \times 4.0m 30 本

なお、引揚げた揚水管は隣接地に養生して仮置きし、星の里浄水場へ運搬して高圧洗浄を実施すること。引揚げ時、腐食の激しい管は担当職員と協議のうえ、据付時交換等を行うこと。また、揚水管据付け時には、全ての揚水管のパッキン、ケーブル固定テープなどに交換すること。

(6) 洗浄方法

ブラッシング洗浄、スワビング洗浄、揚水・注水洗浄法を行うこと。

(7) 薬品洗浄方法

水質が鉄分及びマンガン、アンモニアを含む地下水であるため、この成分のスケールを除去できる薬品(オルガゾール相当品以上)を選定すること。

(8) 埋没浚渫

ベアラ浚渫とする。(埋没長:5m)

(9) 揚水試験

揚水した水は水質を確認し、必要に応じて中和措置を施すこと。

(10) 水中 TV カメラ調査

洗浄前・洗浄後の 2 回実施とする。

撮影動画ファイルを DVD に保存して提出すること。

(11) 水質試験

水道原水検査 39 項目の検査を行うこと。詳細は別表 1 のとおり。

(12) 濁水処理

吸泥車を使用すること。

濁水は産業廃棄物として処理すること。

また薬品洗浄によって既存の地下水の水質から変化がみられる場合等の監督職員が指示した時、水質が原状回復するまで放流すること。

放流の際に使用する揚水機は本工事で支給した揚水機を使用し、電源は甲が負担する。ただし、ホースは乙が提供すること。水質の原状回復のための放流は 1 か月程度を見込むこと。

(13) その他

現場は公園施設内かつ進入禁止用途でポールが立ててあるため、仮設資材搬出入時及び揚水管引揚げ等の施工に伴い、ポールを仮撤去し作業を行うこと。仮撤去したポールは復旧すること。さらに作業時は交通整理員を1人配置すること。

また、養生シートを用い、建屋、揚水管仮置き場等、周辺の汚れ防止に努めること。

施工後は建屋周り及び周辺を清掃、洗浄すること。

第3章 補則

第20条 作業及び機材の搬入・搬出は、土曜日・日曜日・祝祭日を除き、平日の午前9時から午後5時までの時間に行うこと。

2 作業内容等により前項によりがたい場合は、事前にその旨を申しでて、監督員の許可を得て行うこと。

第21条 本工事着手前に乙は、この工事と既存設備との関連について監督職員と十分に打ち合わせを行うこと。

第22条 完了までの機材の保管は、乙の責とする。完了後は速やかに後片付けを行い、不要機材等の廃棄・処分は乙の責にて法規定に基づき行うこと。

第23条 工事中構造物機器等を損傷した場合は、監督職員の指示に従い速やかに現状復旧を行い、その費用は乙の負担とする。

第24条 乙が施工のために使用する電力は支給するものとし、工事に必要な仮設設備諸手続きは監督職員と協議の上、乙において行い、その費用は乙の負担とする。

第25条 工事用地は必ず養生するものとし、養生方法については別途協議するものとする。

第26条 乙は、工事に支障を及ぼす天災その他について、その責に帰することのできない事由により工期内に工事を完成することができない時は、本市に事由を附して後期の延長を求めることはできる。その延長日数は双方協議の上決定とする。

第27条 本工事で提出する書類は次のとおりとする。

- (1) 工事費内訳書
- (2) 現場代理人等届・経歴書
- (3) 工事工程表・施工計画書
- (4) 工事着手書
- (5) 工事材料、機器承認願い及び機器検査願い
- (6) 支給(貸与)材料、機器受領書
- (7) 産業廃棄物処理関連書類
- (8) 工事日報
- (9) 工事写真(CD・DVD 含む)

- (10) 完了届
- (11) 完成図書 1部
- (12) 引渡書
- (13) その他甲の求める書類

第28条 本仕様書、設計書に明示しない事項でも工事施工上必要であると認められることは、監督職員の指示に従い乙において施工するものとする。